

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本文化用品安全試験所（英文名 JAPAN RECREATION AND MISCELLANEOUS GOODS SAFETY LABORATORY。略称「MGSL」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置き、従たる事務所を大阪府東大阪市及び香港特別行政区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日用生活用品の安全性の確保と生活環境の改善等に関する事業を行い、その品質、性能の維持向上及び環境の保全を図り、日用生活用品の生産、流通、消費の健全化及び地球環境の保全・汚染防止と国民生活の安定的な向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境計量測定、計量証明及び簡易専用水道検査事業
- (2) 消費生活用製品安全法に係る検査事業
- (3) 食品衛生法に係る検査及び証明事業
- (4) 日用生活用品に係る化学分析事業

(5) 日常生活用品に係る前各号以外の試験事業

(6) その他事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 この法人の基本財産は、1億円とする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(その他の財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める会計処理規程及び資産管理・運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員7人以上9人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員に対する報酬は支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表の承認
- (4) 正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人の計3人が議事録に署名押印する。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上9人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事である理事長及び専務理事、業務執行理事である常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定める役員職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の遂行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により別に定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、補欠にあっては前任者の任期又は増員にあっては現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める役員規程に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(参与及び顧問)

第 29 条 この法人に参与 3 人以内及び顧問 3 人以内を置くことができる。

- 2 参与及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 参与及び顧問は、業務執行理事の諮問に応え、業務執行理事に対し、意見を述べることができる。
- 4 参与及び顧問には、理事会において別に定める参与・顧問規程に従って算出した

額を報酬として支給することができる。

第7章 理事会

(理事会)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である理事長及び専務理事、業務執行理事である常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経

て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決をもって代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、小林 盾夫とする。

(改定)

平成 23 年 6 月 17 日に一部改定する。

平成 25 年 4 月 1 日に一部改定する。

平成 27 年 4 月 1 日に一部改定する。

平成 29 年 3 月 16 日に一部改訂する。

令和 5 年 6 月 22 日に一部改訂する。